

工事成績条件付一般競争入札試行要領

平成22年4月1日制 定
平成23年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
令和4年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、優良な県内企業の受注機会の確保を目的とする「工事成績条件付一般競争入札」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

請負対象設計金額が、1,000万円以上5,000万円未満で、指名業者等選考委員会の意見に基づいて発注機関の長が選定した土木一式工事とする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者に必要な資格の要件として、一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）の3(3)の規定に基づき、次の事項を定めるものとする。ただし、別の事項を付加することを妨げない。

- (1) 建設工事指名業者等選定要綱第4条に規定する県建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の平均工事成績が72点以上であること。
- (2) 工事成績条件付一般競争入札により工事を発注する発注機関の管内に建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したもの）を有すること。

4 入札参加可能者数の標準

入札参加可能者数の標準については、建設工事指名業者等選定要綱別表第3「指名業者選定数標準表」のとおりとする。

5 発注手続

前各項に定めるもののほか、発注手続は、一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）によるものとする。

6 その他

この要領及び一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）に定めのない事項については、関係要綱等に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日改正については、平成23年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 3 平成24年4月1日改正については、平成24年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 4 平成28年4月1日改正については、平成28年4月1日以降に公告する工事から適用する。

- 5 令和4年6月1日改正については、令和4年6月1日以降に公告する工事から適用する。